

《県基準》

私立高等学校通信制課程の設置認可等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 私立高等学校（以下「高等学校」という。）の通信制の課程の設置、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置、設置者の変更及び学則の変更（広域の通信制の課程に係るもの及び通信制の課程の収容定員に係るものに限る。）に係る認可については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

(名称等)

第2条 実施校の名称、設置者及び通信制の課程に係る教育課程については、私立高等学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準第2条、第3条及び第19条の規定を準用する。

(位置)

第3条 実施校の位置は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が周辺に立地していないなど、生徒の教育上適切な環境に定めなければならない。

(通信教育の区域)

第4条 実施校の通信教育を行う区域は（以下「実施区域」という。）は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めるものとする。

2 実施区域に他の都道府県を加える場合は、当該都道府県の意向を考慮しなければならない。

(通信教育連携協力施設)

第5条 実施校の設置者は、教育上支障がないかぎり、当実施校の行う通信教育について連携協力する施設（以下「通信教育連携協力施設」という。）を設けることができる。

2 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。

3 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができる。

4 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称にしてはならない。

5 実施校と通信教育連携協力施設の設置者が異なる場合、実施校の設置者は、教職員、施設、設備その他連携協力を受ける内容について、通信教育連携協力施設の設置者とあ

《県基準》

らかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めるものとする。

(通信制の課程の規模)

第6条 実施校における通信制課程の規模は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数とすること。

2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内であらなければならない。

3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すものとする。

(校長)

第7条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校長は、常勤とする。ただし、同一の学校法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときはこの限りでない。

(教職員)

第8条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主管教諭、指導教諭及び教諭並びに通信制の課程の事務に従事する事務職員の数は、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「教育規程」という。）第5条及び第6条に定めるところによる。

2 実施校の設置者は、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の教職員配置に努めるなど、学校運営全般にわたり教育上支障がないものとしなければならない。

(実施校の施設及び設備)

第9条 実施校は、堅ろうで、学習上、保護衛生及び管理上適切なものでなければならない。

第10条 校舎の面積は教育規程第8条に定めるところによる。

第11条 実施校の校舎には、通信教育の用に供する次に掲げる施設を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けるものとする。

(1) 教室（普通教室、特別教室等）

(2) 図書室、保健室

(3) 職員室

2 前項第1号及び第2号に掲げる施設は、全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校（以下「併置校」という。）にあつては当該各号に掲げる施設に相当する全日制の

《県基準》

課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設と、独立校にあつては当該独立校の同一敷地内又は隣接地に所在する他の学校等の教育の用に供する当該各号に掲げる施設に相当する施設と兼用することができる。

- 3 前項の規定に兼用する場合においては、併置校にあつては通信制の課程と他の課程とがそれぞれ学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと、独立校にあつては当該独立校と他の学校等とが同一の学校法人の設置するものであり、かつ、それぞれ学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないことを要する。

第12条 実施校は、生徒の教育上必要な運動場を確保するように努めなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の運動場に準用する。

第13条 実施校には、通信教育の用に供する図書、機械、器具、標本、模型その他校具を備えなければならない。

- 2 前項の校具は、学习上及び保健衛生上、有効適切なものであり、かつ、常に改善し、補充されなければならない。

第14条 実施校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第15条 実施校には、学校の規模に応じて、消火及び防火に必要な設備を備えなければならない。

第16条 実施校の施設及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。

- 2 校地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

(通信教育連携協力施設の施設及び設備)

第17条 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、生徒の教育上適切な環境に設けなければならない。

- 2 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものでなければならない。
- 3 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。
- 4 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示さなければならない。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信教育課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果も併せて文書により示さなければ

《県基準》

ならない。

第18条 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、情報、体育等の観察実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、そのために必要な施設及び設備や運動場等の確保を要する。

2 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていなければならない。

(通信教育の方法等)

第19条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施しなければならない。

2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制の整備を要する。

(1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。

(3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導等実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。

(5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

3 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導しなければならない。

第20条 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成しなければならない。

第21条 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって教育規程第14条第1項に規定する情

《県基準》

報の公表を行わなければならない。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示しなければならない。

(準用規定)

第22条 学校法人（高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第3条から第9条まで、第11条及び第12条の規定は、この審査基準に基づく認可（実施区域の変更に伴う広域の廃止及び収容定員の減に係る学則の変更を除く。）について準用する。この場合において、同審査基準第3条第1項第2号中「高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）」とあるのは「高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）」と、同項第3号中「児童・生徒数及び学級数」とあるのは「生徒数」と、第12条各号中「既設校」とあるのは「既設校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校を含む。）」と読み替えるものとする。

(設置認可等の提出期限)

第23条 この審査基準に基づく認可申請（実施校の設置者及び収容定員の減及び広域通信制課程（収容定員の増に係るものを除く）に係る学則の変更に係るものを除く。）をしようとする者は、実施校開設予定年度又は学則変更予定年度の前々年度の9月30日までに別で定める計画書を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

3 広域通信制課程の学則変更申請（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）をしようとする者は、学則変更予定日の6か月前までに学則変更認可申請書を知事に提出するものとする。

(審査期間の特例)

第24条 知事は、必要があると認める場合であって、かつ校舎の建築を伴わず、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、前条第1項に基づく計画書の提出期限について弾力的に取り扱うことができるものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第2条 施行日以前に計画書の提出があった申請に係る審査については、なお従前の例による。